

平成 28 年度第 1 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会

議 事 要 旨

1 日時 平成28年 4 月25日（月）午後 7 時00分～午後 7 時30分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1）委員

大野会長、江本委員、加藤委員、齊藤委員、榊委員、真如委員、鈴木委員、田中委員

（2）説明員

保険年金課：岡本課長、山本係長、奥石主事

（3）事務局

企画部：山下部長、企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、林主事

4 傍聴者 0名

5 議題 諮問第57号 「個人情報の目的外の利用について」

6 議事要旨

会 長 諮問第57号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 保健事業の実施に係る個人情報の目的外の利用について意見を求めるものである。この事業は、平成27年度に策定したデータヘルス計画に基づき、データ化した情報を使うことで、より効果的な保健事業を行うものである。特定健康診査の受診率を向上させるため、勧奨の通知を行う事業をデータヘルスの発想に基づいて行うものである。これまでも特定健康診査の受診勧奨として、特定健康診査の結果に基づき、通知していたが、これに加えて、レセプトのデータも活用し、個人の状況に合った効果的な勧奨を行うものである。国のデータヘルス計画にもある医療費の適正化に対しては、個人の健康状況を向上させ、生活習慣病を予防することが効果的である。特定健康診査をより効果的なものとするため、受診率を上げる必要がある。平成27年度の受診率は、昭島市は約51%であり、国から示されている目標である60%に達していない状況である。この目標を超えるため、今後も保健事業を実施するに当たり、当該個人情報を有効に活用したいと考える。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 レセプトの電子データの保護の方法と管理方法について教えていただきたい。

説明員 データは市で管理しており、勧奨通知の発送はこれまでと同様に専門業者に委託する予定である。データには医療の内容は含まれておらず、名前や住所といった個人情報が含まれている。データの取扱いについてはこれまで以上に細心の注意を払っていきたいと考えている。

委 員 特定健康診査の受診率を向上させるという目的自体は極めて正当だが、個人の疾病あるいは受

診に関わる情報なので、この利用に伴う漏えいをどう防ぐかという情報管理が一番問題になると思われる。

委 員 特定健康診査の受診率が現在昭島市は51%、国の目標値が60%ということで、おおよそ10%の
かい離があるが、この受診勧奨をすることによって、国の目標値をクリアするというお見込み
か。

説明員 その通りである。実施計画では平成29年度に60%を目指すこととなっている。特定健診を始め
たときから少しずつ受診率も上がってきている。

委 員 今回の諮問は、特定健康診査だけでなく将来的なほかの健康指導に関する事業も含め個人情報
を活用することについて了承を得たいということか。

説明員 その通りである。

会 長 疾病等の極めて個人的な情報なので、その取扱いには慎重を期してもらおうということで、ほか
に意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。